

名古屋東労働基準広報

No.719

2025年4月号



夜桜(山崎川) 撮影 古東十朗氏

目次 CONTENTS

2025年度 講習会予定表……………1	連載 監督署長のつぶやき……………7
各種講習会のご案内……………2	名古屋・尾張労働災害防止大会を開催しました……………8
愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表……………3	はい、こちらは企業の労働110番です……………9
死亡災害速報……………3	改正育児・介護休業法 次世代育成支援対策推進法 動画で解説します……………10
名東署管内災害発生状況（令和6年発生分）……………4	委託状況届の提出をお願いします……………11
名東署管内災害発生状況（令和7年発生分）……………4	2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します……………12
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年発生分）……………5	
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年発生分）……………6	

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
“鋭く” “大胆に” “緩やかに” 「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ
常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営業所 大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。
（※原則、労働基準協会会員会社で名古屋市近郊の事業場）

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育
- ・低圧電気取扱者特別教育
（開閉器の操作業務のみ）
- ・化学物質管理者講習(1日)



他

上記以外もぜひご相談ください。

名古屋東労働基準協会

Tel 052-890-4466

Fax 052-890-4477

E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行

発行所 〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階 名古屋東労働基準協会

電話 052-890-4466 FAX 052-890-4477

(印刷所：(株)鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤紫外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車



胸部検診車、胃部検診車、
乳がん(マンモグラフィー搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車

MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



和合セントラルクリニック

愛知郡東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知郡東郷町大字春木
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラルクリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL (052) 587-0311



国際セントラルクリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL (052) 561-0633



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設
医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

http://www.central-cl.or.jp / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登載 (23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎052-602-4747

FAX 052-602-6821

名古屋東労働基準協会 主催・受付

・【名古屋東労働基準協会】のホームページからお申し込み願います。

	講習会名 ・ 開催月	2025年度												受講料	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	会員	非会員
特別教育等	安全衛生推進者養成講習会*	14・15		9・10		27・28		○		○		○		14,850	
	衛生推進者養成講習会*						10						2	9,570	
	化学物質管理者講習(1日)		12						○					15,000	17,000
	保護具着用管理責任者		9				○					○		15,000	18,500
	安全管理者選任時研修	16・17			16・17		17・18		○		○		○	17,800	19,800
	職長等の教育(製造業等)*		13・14	16・17	22・23		8・9			○			○	14,700	18,800
	職長・安全衛生責任者教育(建設業)*		26・27	26・27		○		○				○		15,500	19,800
	雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育	10												7,020	8,860
	雇入れ時安全衛生教育*							9						7,300	9,500
	自由研削といし特別教育	21			17				○					9,260	11,610
	動力プレス特別教育				8・10			14・15	18・20		20・22	16・17		12,120	15,380
	・ 低圧電気取扱者特別教育(1日・実技あり)		20	17			○			○			○	8,350	10,490
	低圧電気取扱者特別教育(2日・実技あり)		13・14		2・3			21・22		23・24			10・11	19,800	22,000
	高圧・特別高圧電気特別教育(2日・学科のみ)								○					14,250	18,330
	アーク溶接特別教育			3・4・6									2・3・5	16,800	19,800
	足場組立て等特別教育*	3			9			○			○			7,100	9,000
	フルハーネス型特別教育*	22	15		10		10		○		○		○	9,500	11,500
	酸素欠乏等危険作業特別教育				1					8				8,400	10,500
	ダイオキシン類特別教育				16									7,330	9,160
説明会等	粉じん作業特別教育*					7			5			9		7,300	9,200
	携帯用丸のこ盤従事者安全教育*				11							○		7,300	8,900
	振動工具取扱作業安全衛生教育*							○						7,300	8,900
	フォークリフト従事者安全衛生教育*				2			2		4				7,700	9,700
	職長・安全衛生責任者能力向上教育*				18									8,100	10,100
	衛生管理者受験準備勉強会(1種)		15・16			6・7				○				17,820	22,000
	衛生管理者受験準備勉強会(2種)		15			6				○				11,610	14,660
	全国安全週間説明会			4・5										用品代2,000	
	全国労働衛生週間説明会						2・3							用品代2,000	
	労務管理研修会									○				無料	
	労災保険実務研修会											○		無料	

※講習会等は状況に応じて日程変更等あります。

*主催：(一社)名古屋南労働基準協会
受付：名古屋東労働基準協会

2025年6月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転 (31H)	6月	2	3・4・5	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)	32,650円	
			6・9・10	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
			4・5・6	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
			9・10・11	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
		10	11・12・13	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
			16・17・18	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
			13・16・17	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
			15・22・29	ポーラ名古屋ビル	水谷運輸倉庫		
		16	19・20・23	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
			18・19・20	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
			23・24・25	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
ガス溶接技能		9	14	ポーラ名古屋ビル	トヨタグローバル	13,780円	
酸素欠乏・硫化水素 作業主任者		9・10	12	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル	17,910円	
		23・24	26	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
有機溶剤作業主任者		7・8		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
		26・27		アイプラザ半田			
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者		18・19		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
		23・24		ポーラ名古屋ビル			
		14・15		ポーラ名古屋ビル			
石綿作業主任者		5・6		ポーラ名古屋ビル		13,280円	
ショベルローダー運転		2	9・10・11・12	日本会議室名古屋伏見	ポリテクセンター	53,370円	
産業用ロボット特別		16・17	20	ポーラ名古屋ビル	三菱電機	会員 34,980円 非会員 40,480円	
局所排気装置自主検査者		2・3	5	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル	会員 58,500円 非会員 63,000円	
			6	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
工作物物石綿含有調査者		25・26		ポーラ名古屋ビル		会員 40,000円 非会員 45,280円	
エックス線作業主任者 受験準備勉強会		2・3・4・5		ポーラ名古屋ビル		会員 30,000円 非会員 33,500円	

まずは名古屋東労働基準協会へお電話(052-890-4466)下さい。

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	4月	5月	6月	会費(単位:円)		会場
						会 員	非会員	
総労働法講座令	1.労働実務基礎講習(半日)		9	8	10	無	料	名北労働基準協会 他
	2.労働実務総合研修(1日)		15		18	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3.労働実務専門講座(4日間)				11 25	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4.建設業雇用管理者研修(1日)					無	料	名北労働基準協会 他
セ労働問題	1.労働問題総合対策セミナー					無	料	
	2.2024年問題対応セミナー			14	16	無	料	名北労働基準協会
安全衛生	1.携帯丸のこ等取扱作業従事者教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2.振動工具取扱作業安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3.騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4.ダイオキシン類特別教育					7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1.管理能力向上研修	 1~3  4~7			23	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2.メンタルヘルス管理者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
	3.人事考課者研修			19		6,000	7,000	名北労働基準協会
	4.ハラスメント防止研修			27	24	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5.ハラスメント相談担当者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
	6.アンガーマネジメント研修			28		6,000	7,000	名北労働基準協会
	7.アサーティブ研修					6,000	7,000	名北労働基準協会

死亡災害速報(2月) 愛知労働局

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.2.16. 2024 14:00	そ の 他 起 因 物 な し	道路上から飛び降り死亡したもの。
事業場 規 模	9名以下	業 種 その他の建設業 60代 その他 経験 29年
R6.9.13. 2024 16:10	はさまれ・巻き込まれ 基 礎 工 事 用 機 械	橋梁基礎工事現場において、杭打機(クラッシュパイラー)により鋼矢板を圧入作業中、鋼矢板と杭打機を仮止めするために溶接した箇所について、次の鋼矢板を建て込む前の清掃を行うため、杭打機に近づいた被災者が、杭打機の可動部に頭部を挟まれたもの。
事業場 規 模	9名以下	業 種 土木工事業 40代 土工 経験 4年
R7.1.20. 2025 14:30	そ の 他 の 転 倒 ロ ー ダ	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。
事業場 規 模	9名以下	業 種 土木工事業 60代 その他の運転手 経験 30年

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和6年発生分）

令和7年2月末日現在

業 種	2月末日 現 在	累 計	前年同期	業 種	2月末日 現 在	累 計	前年同期
製 造 業	1	(1) 90	(1) 105	建 設 業		(2) 78	82
食 料 品		13	19	運 輸 交 通 業	1	56	54
織 維		2	1	陸 上 貨 物 業		8	6
木 材 ・ 木 製 品		4		商 業	3	(2) 152	168
製 紙 ・ 印 刷		(1) 2	5	金 融 ・ 広 告 業		55	39
化 学		8	11	保 健 衛 生 業	6	177	326
窯業・土石製品		3	1	接 客 娛 楽 業	2	80	68
鉄鋼・非鉄金属		6	(1) 2	清 掃 業		50	(1) 52
金 属 製 品	1	20	26	そ の 他 の 事 業	1	90	(1) 101
一 般 機 械		8	9				
電 気 機 械		2	3				
輸 送 用 機 械		11	12	合 計	14	(5) 836	(3) 1,001
そ の 他 の 製 造		11	16	(注1) 休業4日以上之死傷病報告受理件数を表す。 (注2) 死亡者数は（ ）内に外数で表わす。(最新把握件数)			

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和7年発生分）

令和7年2月末日現在

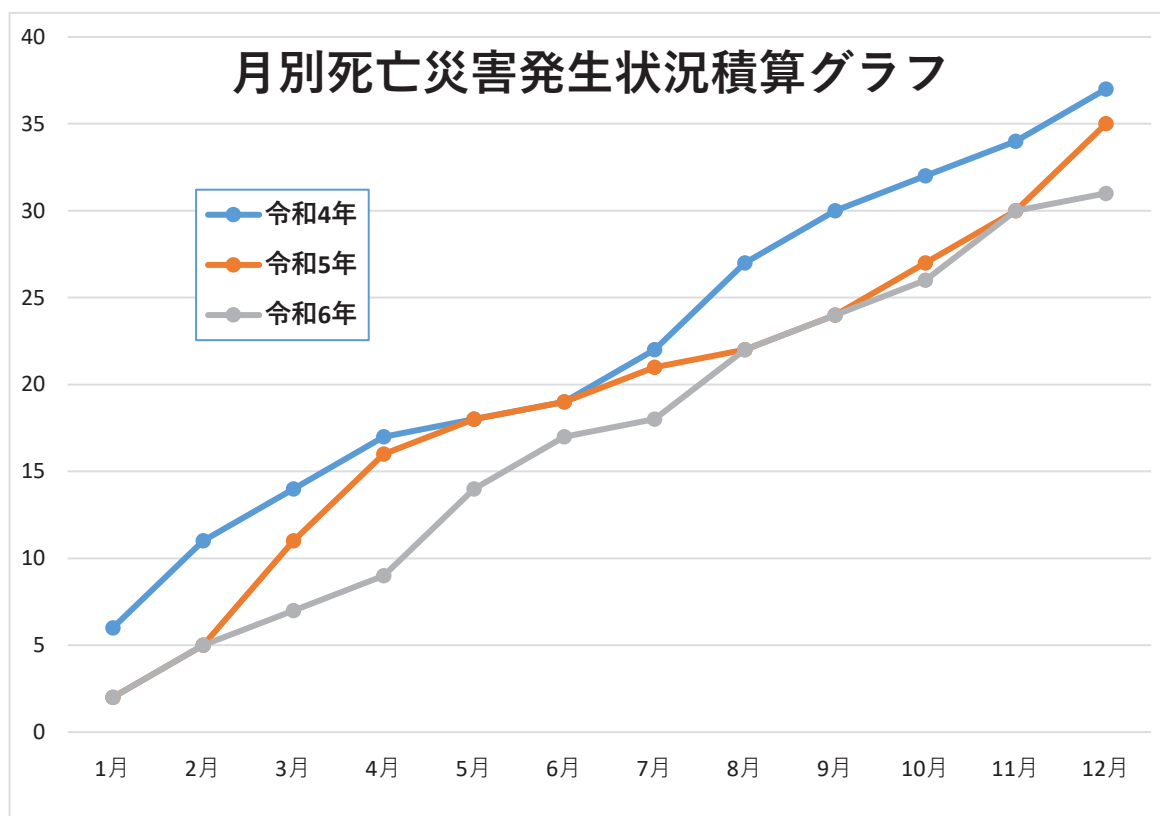
業 種	2月末日 現 在	累 計	前年同期	業 種	2月末日 現 在	累 計	前年同期
製 造 業	8	11	11	建 設 業	3	5	6
食 料 品	1	2	3	運 輸 交 通 業	4	5	5
織 維			1	陸 上 貨 物 業			1
木 材 ・ 木 製 品				商 業	6	12	(1) 11
製 紙 ・ 印 刷				金 融 ・ 広 告 業		1	2
化 学	1	1	1	保 健 衛 生 業	1	6	5
窯業・土石製品	1	1	1	接 客 娛 楽 業	4	7	8
鉄鋼・非鉄金属	1	1	1	清 掃 業	1	3	6
金 属 製 品	2	2	1	そ の 他 の 事 業	5	5	2
一 般 機 械	1	1	1				
電 気 機 械		1					
輸 送 用 機 械			1	合 計	32	55	(1) 57
そ の 他 の 製 造	1	2	1	(注1) 休業4日以上之死傷病報告受理件数を表す。 (注2) 死亡者数は（ ）内に外数で表わす。(最新把握件数)			

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和7年3月5日時点の速報値)

令和6年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和6年(速報値)	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製造業	製造業		6 (1)	8	8
	食料品製造業				
	化学工業				
	鉄鋼・非鉄金属			3	3
	金属製品		1		
	一般・電気・輸送用		2 (1)		
	その他		3	5	5
建設業	建設業		9 (2)	6 (1)	6 (1)
	土木工事業		1		
	建築工事業		4 (1)	6 (1)	6 (1)
	その他		4 (1)		
陸上貨物輸送事業			3 (1)	10 (3)	10 (3)
商業	商業		8 (6)	4 (2)	4 (2)
	卸売業		1	2	2
	小売業		6 (5)	2 (2)	2 (2)
	その他		1 (1)		
清掃・と畜業			2	4	4
上記以外の事業			3 (1)	3 (1)	3 (1)
合計			31 (11)	35 (7)	35 (7)

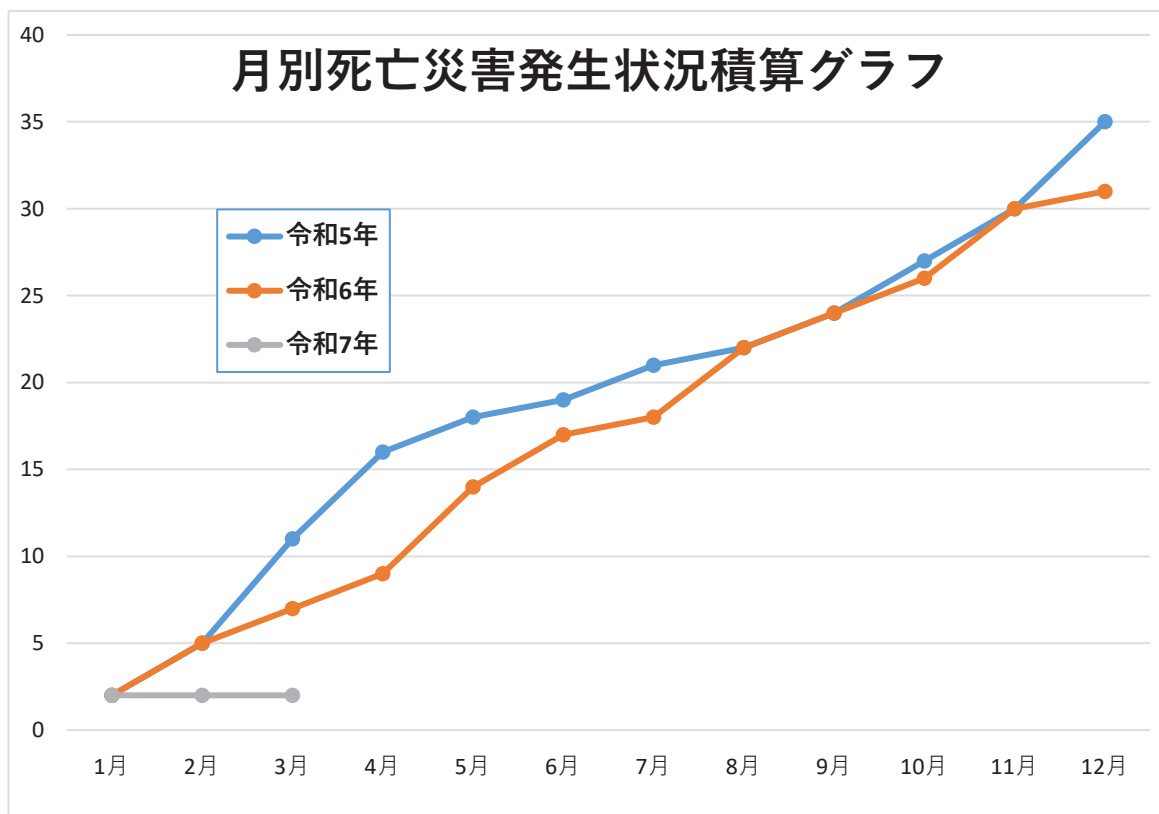


愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和7年3月5日現在の速報値)

令和6年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和7年(速報値)	令和6年同時期(速報値)	令和6年暫定値
製造業	製造業			1	6 (1)
	食料品製造業				
	化学工業				
	鉄鋼・非鉄金属				
	金属製品				1
	一般・電気・輸送用				2 (1)
	その他			1	3
建設業	建設業		1		9 (2)
	土木工事業		1		1
	建築工事業				4 (1)
	その他				4 (1)
陸上貨物輸送事業					3 (1)
商業	商業			2 (2)	8 (6)
	卸売業				1
	小売業			1 (1)	6 (5)
	その他			1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業				1	2
上記以外の事業			1		3 (1)
合計			2	4 (2)	31 (11)



名古屋東労働基準監督署長

山 本 祥 喜

「アメリカ合衆国」

4月13日から「大阪・関西万博」が開催されますが、1970年の大阪万博ではアメリカが「月の石」を展示して話題になったと聞いています。「ダイヤル電話でカラーテレビが始まった時代に、本当に月を往復できたのか」と疑う人が今でもいますが、トランプ大統領が再選してから世界中の関心が集まっている国です。意外かもしれませんが、労働時間は日本と同じ週40時間＋残業時間で、欧州に比べると長いようです。

今年は東京でMLB（大リーグ）が開幕し、最近は大谷選手など大勢の日本人が活躍していますが、野茂さんがドジャースに在籍していた頃、長谷川さんとの投げ合いを観るため、エンゼルスのアナハイム球場へ行きました。TVでも球場の様子が放送されていますが、7回には観客全員で同時に手拍子したり歌ったりなど、アメリカ流で言う「ボールパーク」といった雰囲気でした。最近日本のプロ野球もMLBに倣ってか、家族で遊んで楽しむ野球場を目指しているようです。

アメリカの食事といえばハンバーガーやホットドッグ、ピザなどのファストフードがほとんどですが、渡航した際にはステーキを食べました。日本のような霜降りが無く赤身のみのためかゴムのように固く、付け合わせのガーデンサラダは庭で生えていたような草で、衝撃的でした。当時の食事は味よりも空腹を満たすことが目的だったようで、吉野家の牛丼を一番美味しくいただいた覚えがあります。また、アメリカはチップが面倒ですが、賃金に反映させるためか、最近はサービスチャージ（定額）制が増えているようです。

ご存じかと思いますが、アメリカ人の英語は欧州圏の人と大きく異なります。tomatoを欧州「トマト」・アメリカ「トメイト」や、wasの発音違いなどは有名ですが、アメリカでlabor（労働）、check（勘定）、subway、elevatorと使うものが、イギリスなどはlabour、bill、tube、liftと、スペルだけでなく単語そのものが異なり、時々戸惑う場合があります。仕事で英語を使う人は経験していると思いますが、一番苦勞するのがrの発音です。欧州圏では母音の後にあるrを発音しませんが、アメリカ人は舌を巻いた発音でrを発声するうえに話し方も速いので聞き取りにくく、慣れるまで非常に時間を要します。

ところで、日常会話で私達は「アメリカ」と話していますが、大臣は公的の場で「米国（べいこく）」と呼称しています。アメリカを音訳した「亜米利加」の米の部分抜き出したようですが、本当の理由を誰か知っていたら教えてください。

全業種対象の労働災害防止大会

「名古屋・尾張労働災害防止大会」開催

さる3月3日、ウインクあいち大ホール（名古屋市中村区名駅）において「名古屋・尾張労働災害防止大会」を開催。会場参加と後日配信のインターネット参加併せて520名が参加しました。

本大会の主催と後援は次のとおり。

【主 催】 名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・一宮・半田・瀬戸・津島・江南、各労働基準協会

【後 援】 愛知・豊橋・岡崎・刈谷・豊田・西尾、各労働基準協会

大会では、はじめに（一社）名北労働基準協会 西村義明会長（住友理工株特別顧問）が「本日の大会を通じ、労働災害の防止と産業防災の重要性について改めて認識を深めていただき、今後の安全衛生活動の拡充につなげていただきたい」と開会挨拶を行いました。

続いて、半田労働基準監督署 石川真一署長より最新の労働災害発生状況、労働災害防止の有効な手法としてリスクアセスメントの重要性、「安全経営あいち®」への賛同、高年齢・外国人労働者対応の必要性とともに「本日の大会が実りあるものとなりますよう祈念します」と大会挨拶がありました。

次に、半田労働基準監督署 松井賢介安全衛生課長より『「第14次労働災害防止推進計画」と「安全経営あいち®」』と題する安全講話があり、労働災害発生状況、第14次労働災害防止推進計画、リスクアセスメント等の解説が行われました。

続いて、新徳労働安全コンサルタント事務所所長 新徳達二労働安全コンサルタントから『災害事例に学ぶ…労災リスクの低減』について講演が行われ、参加者への質問を交えながら安全管理の目的、労災リスク等を解説しました。

その後、名古屋大学名誉教授・あいち・なごや強靱化共創センター 福和伸夫センター長が『南海トラフ地震に備え産業防災の推進を！』と題して特別講演を行いました。福和センター長からはまず、徹底的な事前防災をしていれば地震は怖くないと強いメッセージがあり、さまざまな資料と共に解説が行われました。その中の「天災は忘れたところにやってくる」の項目では『良い年回りの間に十分の用意をしておかなければならない』とした寺田寅彦の言葉（時事雑感・1931年）を紹介し、「それは今です」と参加者に訴えかけました。

さいごに、一宮労働基準協会 高木勝己専務理事が閉会挨拶を行い大会は盛会裏に終了しました。



「名古屋・尾張労働災害防止大会」（ウインクあいち大ホール）



新徳労働安全コンサルタント



福和名古屋大学名誉教授

「はい、こちら企業の労働110番です」。

外国人労働者の雇用

おおにし社会保険労務士事務所所長
名北協会ホワイト企業推進室長・医療労務コンサルタント
特定社会保険労務士 大西正高



「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は、コンビニエンスストアを経営している社長様でした。「数年来続いている人材不足対策として、本格的に外国人労働者の雇用を考えています。外国人労働者を雇う場合、雇用保険や社会保険の特別な届け出は必要でしょうか」とのご相談です。

1. 雇用保険

外国人を雇用する事業主は、労働施策総合推進法に基づいて、外国人労働者の雇入れと離職の際に、氏名、在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。届出の対象者は、日本国籍がなく、在留資格が「外交」「公用」以外の外国人です。ただし特別永住者（在日韓国人・朝鮮人等）は、届出の対象外とされているので届出は不要です。届出方法は、雇用保険の被保険者となる場合と被保険者でない場合で使用する様式や届出先が異なります。

(1)被保険者となる場合

ア、雇入れ

雇用保険資格取得届の17～23欄に、ローマ字氏名・国籍・在留期限・在留資格・在留カード番号などを記入して届出することで、法定の届出を行ったことになります。

＊様式：雇用保険被保険者資格取得届 様式第2号

届出先：適用事業所を管轄するハローワーク

届出期限：雇用した日の属する月の翌月10日まで

イ、離職

雇用保険資格喪失届の14～19欄に、ローマ字氏名・国籍・在留期限・在留資格・在留カード番号などを記入して届出することで、法定の届出を行ったことになります。

＊様式：雇用保険被保険者喪失届 様式第4号

届出先：適用事業所を管轄するハローワーク

届出期限：被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内

(2)被保険者でない場合

雇入れおよび離職それぞれの場合に、雇用保険被保険者と同様の事項を届け出ます。

＊様式：外国人雇用状況届出書 様式第3号

届出先：該当の外国人が勤務する事業所の所在地を管轄するハローワーク

届出期限：雇入れ・離職の翌月の末日まで

（インターネットで届出ができます。「外国人雇用状況届出システム」で検索）

届出の際、在留カード・パスポートのコピーと一緒に提出する必要はありません。事業主が確認して正確に届け出ることが必要です。

なお、雇入れの届出をした従業員が帰化した場合には、離職日を帰化日として届出が必要です。

2. 社会保険

外国人従業員が社会保険の適用対象であった場合には、当該従業員の個人番号と基礎年金番号が結び付いていない人（例：来日直後で年金制度に加入していない人など）については、厚生年金の資格取得届と併せてローマ字氏名届の提出が必要です。雇用保険の届出と併せて手続きの内容を確認しておきましょう。

3. 外国人を雇用した場合の届出を忘れずに

雇用保険に加入する外国人は、入社・退職の際に取得・喪失の手続きをしますので届出を忘れることは少ないですが、未加入の外国人は、加入者とは異なる届出方法になるため忘れてしまう可能性があります。この外国人届出状況情報は法務省の在留管理情報とデータ連携されており、届出内容が一致しない場合や未届けの場合はハローワークから確認の連絡が来ることがあります。

外国人を雇用した際は、在留カードまたはパスポートの提示を求め、就労可能な在留資格や在留期限であることの確認に加え、忘れずに正しく申請をするようにしましょう。

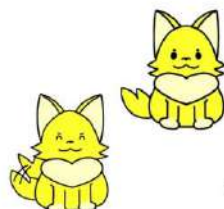
ご案内

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法
のポイント
～テーマ別動画内容のご案内～

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課



育児編



愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
改正育児・介護休業法のポイント
～令和7年4月1日施行 育児関係編～
テーマ別動画①

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法

動画で 解説します！

1回10分！
テーマ別！

介護編



改正育児・介護休業法のポイント
～令和7年4月1日施行 介護関係編～
テーマ別動画②

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

〈配信内容〉

1. テーマ別動画のご案内
2. 令和7年4月1日施行～育児関係編～
3. 令和7年4月1日施行～介護関係編～
4. 令和7年4月1日施行～次世代法編～
5. 令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～

次世代 法編



改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法のポイント
～次世代法編～テーマ別動画③

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

改正育児・介護休業法の
ポイント
～令和7年10月1日施行
柔軟な働き方編～
テーマ別動画④

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

柔軟な 働き方編

＼動画はこちらから／



この他にも随時情報を掲載します。
ぜひご覧ください！

チャンネル登録をお願いします！

＜愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課＞
052-857-0312 R7.3作成

委託状況届の提出をお願いします。

提出期間は、4月1日～30日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、**4月1日から30日まで**の間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局HP 最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
https://shinsei.e-gov.go.jp/
050-3786-2225

G ビズ ID
https://gbiz-id.go.jp/top/
0570-023-797

(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階

愛知労働局労働基準部賃金課 ☎460-8507 ☎(052)972-0258

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^(注4)を超えないように調整されます。

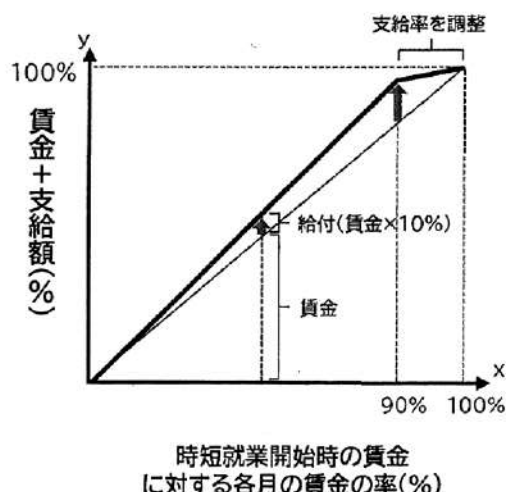
また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^(注4)と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額^(注5)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^(注6)以下であるとき

（裏面もご覧ください）

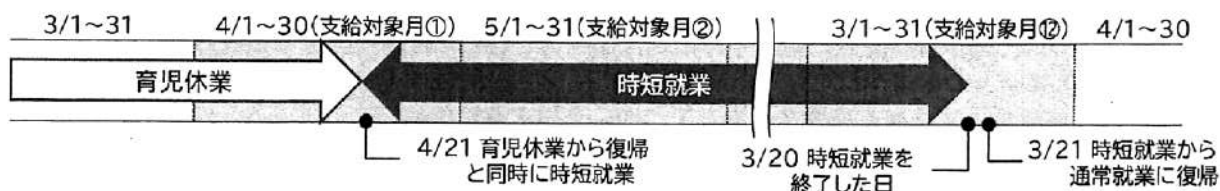
支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- ▶ 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- ▶ 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- ▶ 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- ▶ 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- ▶ 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。